

の要求である

我等は正當と信する理由の根拠を我等に示すは非されは絶對に聲明中の此の項を承認する事か出来ぬ

猶其他の拾巻項に關しては當局者諸君に於て實現に努力して、ある事を信するものである。

然し乍ら其の果して如何なる程度のものであるか以至つては今後の成行に任自してそれに応じて決定するものとする。

右聲明する

大正拾五年八月貳拾貳日

東京市従業員組合

寫

勞秘第一八九〇号

大正十五年八月二十四日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 浜口 雄 幸 殿

社会局長官長 岡隆 一 郎 殿

京都大阪神奈川愛知兵庫

福岡 各府 縣 知 事 殿

東京市従業員組合要求提出問題

二関スル件

首題ノ件ニ関シ従業員代表大道憲三、小野庄造

15.8.26
464